

## 船舶インシデント調査報告書

令和4年4月27日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年8月26日 09時30分ごろ
発生場所	京都府舞鶴市博奕岬 <sup>ぼくち</sup> 北方沖 博奕岬灯台から真方位011° 4.4海里付近 （概位 北緯35° 37.2′ 東経135° 21.5′）
インシデントの概要	プレジャーボートロータスⅢは、揚錨作業中、主機から白煙が生じ、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年9月22日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ロータスⅢ、5トン未満（長さ6.34m） 250-37101 京都、個人所有 ガソリン機関、船外機、2サイクル、出力84.60kW、回転数毎分 5,500、気筒数不詳、ボア不詳、使用燃料ガソリン、平成9年2月進水、機関製造年月不詳
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人3人を乗せ、舞鶴港北方沖の釣り場に向けてマリーナを出航し、錨泊して釣りを行った後、別の釣り場に向けて発進することとし、船外機を始動して揚錨作業中、船尾部にいた同乗者1人が大声をあげて、船外機から白煙が出ていることを船長に知らせた。</p> <p>船長は、船外機のスイッチを切って船外機の状況を確認、船外機を再度始動できたものの、白煙が生じて正常に作動していないことを認め、船外機を止めて118番通報を行い、来援した巡視艇にえい航されマリーナに戻った。</p> <p>本船は、機関修理業者により点検が行われた結果、潤滑油量センサーの誤作動により、潤滑油が設定以上に燃料油に混合されて白煙が生じる状況であったことが判明し、経年により劣化した潤滑油量センサーを交換して復旧した。</p> <p>船長は、業者に依頼して定期検査を行っていたものの、潤滑油量センサーが、定期的な点検項目に入っていなかったため、点検及び交換を行ったことがなかった。</p>

<b>分析</b>	<p>本船は、劣化した潤滑油量センサーが作動不良となったことから、潤滑油が設定以上に燃料に混合され、白煙が生じて主機の運転の継続ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、劣化した潤滑油量センサーの作動が不良となったため、潤滑油が設定以上に燃料に混合され、白煙が生じて主機の運転の継続ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・潤滑油量センサーは、定期的な点検項目に入っていないものの、経年により劣化するので、定期的に交換することが望ましい。</li> <li>・機関製造業者は、取扱説明書に製造後10年を越えた機関の整備・点検項目を設けることが望ましい。</li> </ul>